

平成29年 8月14日

藤枝市公用封筒有料広告取扱要綱を次のように定める。

藤枝市長 北村正平

藤枝市公用封筒有料広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源の確保に努めるとともに地域経済の活性化を図ることを目的として、藤枝市が使用する公用封筒に掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 公用封筒に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (5) その他掲載することが適当でないと市長が認めたもの

(広告掲載の条件)

第3条 広告の掲載を行う公用封筒の広告の位置、規格及び掲載料は別表のとおりとする。

2 広告掲載の期間は封筒の在庫がなくなるまでとし、次回再度申込みを受け付けることができる。

(広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は、広報ふじえだ、藤枝市ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、藤枝市公用封筒有料広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、藤枝市公用封筒有料広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前項の場合において、広告の申込みが広告の募集件数を超え、かつ、それらの広告が第2条各号のいずれにも該当しないときは、次に掲げる優先順位により掲載の可否を決定するものとする。

(1) 市内に事業所等を有する者の広告

(2) 前号に該当しない者の広告

3 前項の規定により優先順位を決定することができないときには、抽選により決定する。

4 市長は、掲載を可とする決定をするに際し、必要な条件を付することができる。

(広告掲載料の納入)

第7条 広告主は、市長の指定する期日までに、市の発行する納付書により、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は指定する期日までに広告主が版下原稿を提出しなかったとき、若しくは広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以後に掲載する有料広告に関する募集その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。

別表（第3条関係）

封筒の規格	公用封筒（長形3号）
広告の大きさ 及び掲載料	裏面4段のうち1段（縦35mm×横100mm） 1枠 55,000円（消費税込み）
掲載の位置	封筒の裏面 